

～大切なお知らせ～

令和6年10月(12月振込分)から 児童手当の制度が一部変更になります。

※ 支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

1・変更後の内容

■支給対象年齢の拡大

- ① 高校生年代※まで(18歳に到達した年度末まで)の児童がいる世帯が支給対象となります。

※高校生年代：平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ

■所得制限の撤廃

- ② 上記①に該当する全世帯が児童手当の支給対象となります。

■多子加算の拡充

- ③ 第3子以降の児童は児童1人当たり支給額が一律3万円となります。

■多子加算算定児童の年齢拡充

- ④ 多子加算の算定児童が大学生年代※まで(22歳に到達した年度末まで)の子となります。

※大学生年代：平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ

算 定 例	児童年齢	算定	支給金額(円)	児童年齢	算定	支給金額(円)	
	21歳	第1子			23歳		
	17歳	第2子	10,000		17歳	第1子	10,000
	14歳	第3子	30,000		14歳	第2子	10,000

■支給月が2か月に1回

- ⑤ 児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月(偶数月)となります。

2・支給額

児童の年齢	支給金額(1人当たりの月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～高校生	10,000円	

3・申請期限

令和6年10月末まで



なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで(必着)に申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分から遡って支給します。令和7年4月1日以降に申請となる場合は申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

<問い合わせ先・提出先>

久慈市 子育て世代包括支援センター 子育て支援係 児童手当担当

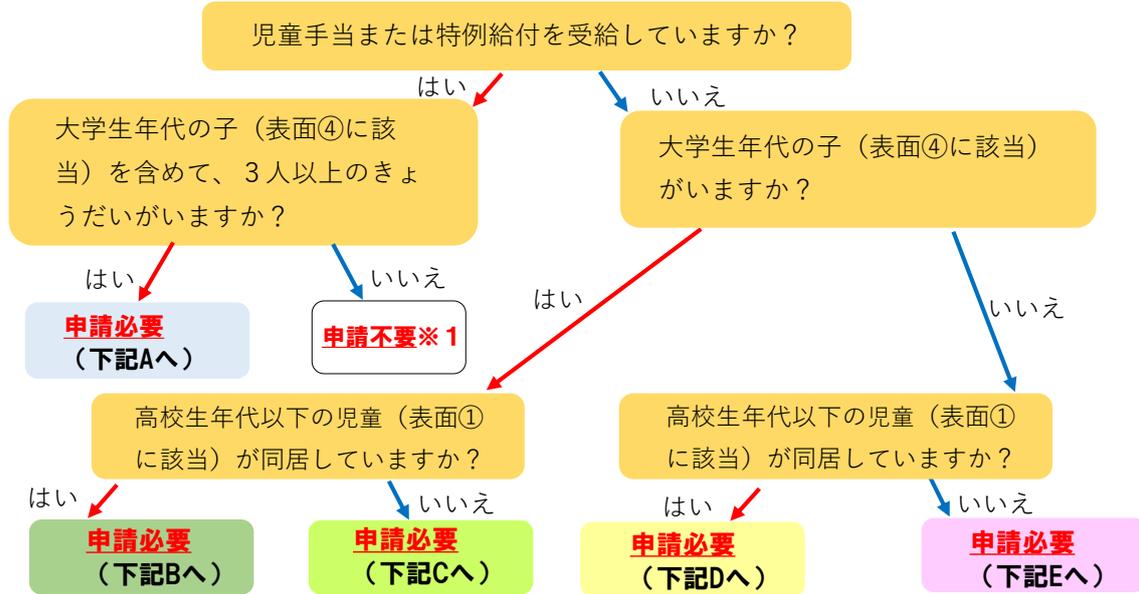
〒028-0014 久慈市旭町第8地割100番地1

☎ 0194-52-2169(平日8時半～17時15分)



市ホームページ

4・申請対象者



※1 **高校生年代の児童がいる世帯**や**第3子以降の児童がいる世帯**、**特例給付を受給している世帯**で増額対象となる場合は、**職権で増額**とし、額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

5・児童手当の支給手続き

・以下の提出書類を、**久慈市子育て世代包括支援センター（元気の泉）窓口**まで直接提出してください。郵送の場合は、チラシ表面に記載の＜提出先＞まで提出してください。

～提出書類～ （詳細はホームページをご覧ください。）

▼申請対象者A

・監護相当・生計費の負担についての確認書

▼申請対象者B

・児童手当認定請求書
・監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者C

・児童手当認定請求書
・別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）
・監護相当・生計費の負担についての確認書（3人以上のきょうだいがいる場合のみ必要）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者D

・児童手当認定請求書
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

▼申請対象者E

・児童手当認定請求書
・別居監護申立書（支給対象児童のうち住民票上他市に在住している児童分について記入してください）
※3歳未満の児童がおり、国家公務員共済、地方公務員等共済に加入している方は健康保険証のコピー

◆その他共通して必要な物

- 請求者（父母のうち、所得が高い方）の健康保険証（共済組合の方のみ）
- 請求者名義の金融機関の通帳又はキャッシュカード
- 請求者と配偶者のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類